

新総合計画の策定に向けた知事の決意について

Q 質問内容

まず、はじめに、知事の政治姿勢についてのうち、新総合計画の策定に向けた知事の決意についてであります。

知事は、「ポスト東京時代の日本の理想郷を創る」とする新総合計画について、平成31年度までの基本構想を前倒しして各施策を完遂すると発言されています。私をはじめ、我が会派では、特に、この「ポスト東京時代」という言葉の意味が県民にイメージしにくいものとなっているのではないかと危惧しているところでもあります。

言うまでもなく、総合計画は、静岡県行政だけではなく、市町や企業をはじめとする各種団体、県民の皆様との連携・協働により、全県を挙げて取り組んでいくべきものであります。その意味で県民に分かりやすい表現にしていけることが求められるところであり、知事の考えをしっかりと県民に説明する必要があると考えます。

そこで、まず、計画の基本理念に「ポスト東京時代」を掲げ、県政を進めようとする知事の考えを伺います。

また、平成23年2月に現在の基本計画が策定されてから現在に至るまで、様々な県の施策が実行されていますが、一部の分野でその進捗に遅れが見られる結果となっているのが現実であります。

現在、県民の暮らしを取り巻く様々な課題が山積する中、まず何よりも徹底した選択と集中で施策の推進に邁進することが切に求められているものと考えます。

我が自民改革会議では、去る10月17日に、県民の関心が高い防災・減災対策をはじめ、依然として厳しい雇用状況への対応、早急な学力向上対策など、次期計画に対する政策を取りまとめ、知事に提言したところであります。そこで、我が会派からの提言を踏まえ、どのように計画を策定したのか知事の所見を伺います。

A 答弁内容（知事答弁）

良知議員にお答えいたします。私の政治姿勢についてのうち、新総合計画策定に向けた私の決意についてでございます。

日本という国は、中心地を変えてきました。まず最初に中心地になったのは奈良です。続きまして、平安京、鎌倉、室町京都、そして東京というように中心地を変えてきたわけですが、この中心地を変えるという日本の国柄を改めて振り返りますと、京都を中心に東洋の文明を受容したという特色を見出すことが出来ます。また東京を中心に、今日にありますように西洋の文明を受容してまいりました。そして東西両方の文明を受容し終えたというのが今の日本ではないかという認識を持っております。

時代名についてでありますけれども、明治以降の日本は東京が中心地でありましたから、「東京時代」であるというふうに言えると思います。奈良が中心であった時には奈良時代、平安京都が中心であった時には平安時代、鎌

倉が中心であった時には鎌倉時代、そして室町京都が中心であったときには室町時代というようにです。

そして、その東京時代とは、西洋文明を東京に受容いたしまして、それを各地に広めた時代であります。しかし今や、各地方がミニ東京になるのではなくて、特色を活かした地域づくりを進める時代に入っていると思います。本県もまた、本県の特色を活かした地域づくりを進めているのは、党派を超えず、同じ共通の課題を担っていると認識を持っております。東京を中心にした中央集権の時代、これを「東京時代」と言うのであれば、これから各地域が自らの地域性を活かした時代というのは、「ポスト東京時代」と言っている。そのような新しい時代を開こうということでございます。

そのような時にあたりまして、国土のシンボルであり、国土の中心に位置する富士山が世界遺産となったわけでございます。この世界の宝を擁する本県が、霊峰から導き出されるたくさんの価値、これに立脚して地域づくりを進めるというのが、まさに「ポスト東京時代を開く」という表現になっております。それは、各地域が自立する国づくりのなかで先導役を担うのであるという決意を持っての命名であります。

次期計画におきましては、東京が中心であった時代、それを過去のものにするという「ポスト東京時代の日本の理想郷を創る」ということをもって基本理念として掲げました。今後は、県民の皆様とこの理念を共有しながら“ふじのくに”づくりに邁進してまいります。

また、計画策定に当たりましては、自民改革会議の皆様方から91項目に及ぶ大変貴重な御提言を頂き、改めて感謝しております。最優先で取り組むべき防災・減災計画と強靱な県土づくりを始め、人口減少への対応、景気・雇用対策、教育改革、行財政改革など喫緊の課題への対応や世界遺産富士山を後世へ継承する取組、東京オリンピック・パラリンピックをも見据えた交流人口の拡大など、頂いた提言・政策につきましては、私といたしましても、全力を挙げて取り組むべき課題であると認識しています。可能な限り次期計画の施策・事業に取り込ませていただき、数値目標の見直しなど、所要の対応を図ったところでございます。

計画が成案になるまでには、更に一層、議論を深めなければなりません。今後とも、県議会の皆様方からの御意見を頂戴しながら、計画の実効性を高め、全ての県民の皆様が夢や希望を持てる次期基本計画を策定してまいります。引き続き御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

人口減少対策について

Q 質問内容

去る8月28日に総務省が発表した2013年3月末時点の人口動態調査において、本県は前年同期より1万

5045人の減少と、北海道、福島県、新潟県に次ぎ、全国で4番目に人口減少数が多いという結果でありました。特に、本県は、転入人口より転出人口が大きく、社会減が7403人となっております。これは、福島第一原子力発電所の影響等が大きい福島県、北海道に次いで3番目に社会減が多いというものであり、憂慮すべき結果であると考えます。

また、2013年3月に発表された社会保障人口問題研究所の人口推計でも、本県の人口減少には歯止めがかからない状況が続き、6年後の2020年には約360万人、26年後の2040年には約300万人にまで減少すると試算されています。

本県の活力を支えるためには、経済・産業の担い手となる人の力が何よりも重要であることは論を待つことなく明らかであります。

また、将来の人口減少を見据えた社会資本整備や、教育・福祉施策なども検討する必要があるのではないかと考えます。

我が会派では、知事に対し、本県の人口減少の原因分析を行い、その対策を次期基本計画に反映するよう提言を行ったところでありますが、我が会派からの提言を踏まえ、次期計画ではどのような方針・対策を持って取り組もうとされているのか、知事の所見を伺います。

A 答弁内容（知事答弁）

人口減少は、本県のみならず日本全体、あるいは先進国の共通の課題でもあります。長期的には出生率が、短期的には社会移動が、人口減少の主な要因となっています。本県の場合、平成24年の合計特殊出生率は、1.52であり全国平均の1.41を上回っておりますけれども、社会移動による人口流出が多くなっておりまして、それが人口減少の大きな要因となっているわけでございます。

人口減少への対応につきましては、特段の特効薬はありませんが、しかし、出生率の向上を図ること、また、社会移動の増加を静岡への流入に結びつけるなど地道な取組が重要です。このため、次期計画におきましては、今後4年間、特に力を入れて推進する重点取組として、「人口減少社会への挑戦」というのを掲げまして、総力を挙げて取り組んでまいります。

具体的には、合計特殊出生率が2.0になりますれば、人口は減少いたしません。これを目標として掲げ、結婚気運の醸成や職場での子育てへの理解の促進、保育サービスの拡充による待機児童ゼロの実現、お母さんと子ども達の健康の確保、子育て家庭の経済負担の軽減などを図るとともに、なによりも「子育ては尊い仕事」であるという理念を全県へ普及し、子どもを生き育てやすい環境を整備してまいります。

また、社会全体として減少している社会移動による減少につきましては、高等教育機能の充実と雇用の場の確保を図ることが重要です。大学コンソーシアムによる大学間連携の強化や新しい実学の奨励など、他の地域にはない魅力あふれる学びの展開に取り組むとともに、企業誘致、成長産業の育成、誰もが働きやすい就業環境の整備を推進してまいります。

こうした各種の振興策を展開する一方、人口減少を見据えまして、公共インフラの長寿命化を図らなければなりませんし、県有資産のファシリティマネジメントの推進についても、取り組んでいるところです。

今後とも、人口減少対策に積極的に取り組みまして、「生んでよし 育ててよし」の理想郷 “ふじのくに” づくりに邁進してまいります。

Q 質問内容（再質問）

人口減少対策で、本県にとって大切なことは、減少する人口を、30年後、40年後の将来のどこかで止めることです。そのためには、今から、動かなければいけないということです。

そのためには、まず、出生率の向上は言うまでもないことですが、本県への人口が、他地域に比べ、より多く減っているという実態、つまり、県外への人口流出が多いという実態に、適切に対処することが重要だと考えます。

特に、19歳から23歳前後の若者が流出したまま、その後戻ってこないこと、つまり、高等教育機関の弱さと、本県の産業力、雇用力に陰りが見えることが課題として考えられます。

もう一つの側面は、人口減少の流れは、相当の劇的な変化がない限り、変えられないということ、そして、そのためには、人口減少を是とした、都市政策、インフラ整備、行政施策を、改めて行っていく必要があるということです。

こういった課題は、20年先、30年先の本県の将来を見据え、中長期的な明確なビジョンを持つことが必要であり、4年間という限られた期間で策定する総合計画の基本計画では、限界があるのかもしれませんが。

そうした意味では、新基本計画での取組は、着々と進めるとしても、本県の人口減少対策を一つのプロジェクトとして捉え、来年度から、県をあげて、本格的に分析、研究を進め、外部有識者の意見もいただきながら、施策に結びつく議論を巻き起こしてもらいたいと考えますが、知事の所見をお伺いします。

A 答弁内容（知事答弁）

人口減少対策についての再質問にお答えします。

私も人口減少に対処するための検討は、全庁を挙げてやろうということをございまして、すでに有識者の方に御意見を賜ったりする会を持っておりましたけれども、ただいま良知識員の方から、もっと本格的に本県に即した

形での有識者会議を立ち上げてはどうかという御提言でございます。

深刻な事態と受け止めておりますので、これを来年4月に間に合うかどうかわかりませんが、人選を進めまして、こうした有識者会議を立ち上げて、人口減少に対処するという御提言に正面から応えていきたいと考えています。

高等教育機能の充実について

Q 質問内容

文部科学省の平成24年の学校基本調査によりますと、県内高校出身者の大学への入学者数は約1万9千人で、そのうち、県外の大学・短大への進学者数は1万3千人を超え、非常に多くの学生が他県に流出している状況にあります。

この流出する学生数は全国7位の規模であり、県内大学の収容率も全国42位と下位に低迷しています。

また、総務省住民基本台帳年報によりますと、本県の18歳から23歳において、社会移動による人口減少数が非常に多くなっている一方で、24歳以降で顕著な戻りがないという実態も判明しております。

こうした状況を踏まえれば、将来の本県の産業を支える優秀な人材を確保し育成するために、早急に対策を進めることが望まれます。

私は、本県の産業構造から考えると、理工系などの新たな学部を県立大学に増設するなどし、優れた学生を県内に留置するとともに、大学を核として、企業等との研究者の人材交流や、大学と企業との連携を推進すれば、社会移動による人口減少幅の圧縮に加え、新たな産業の創造にも繋がるものと考えます。

また、今年度に設立が予定されている大学コンソーシアムについては、学住一体のまちづくりの核として期待されていますが、その活動が一部の地域での取組に終わることなく、県全体において、大学間相互の連携や大学と地域との連携・交流を推進する必要があると考えます。

そこで、県は、高等教育機能の充実に向け、今後、どのような方針で取り組むのか、所見を伺います。

A 答弁内容（文化・観光部長）

知事の政治姿勢についてのうち、高等教育機能の充実についてお答えいたします。

少子高齢化が進行する中、地域社会の活力を維持するためには、優秀な人材の確保が重要であり、大学進学を目指す県内外の高校生が魅力を感じる高等教育機能の充実が求められております。

こうしたことを受け、県内の大学では、それぞれが工夫を凝らし、教育研究の質を高める取組を進めているとこ

ろであり、県でも、静岡県立大学や静岡文化芸術大学の取組に対して支援をしております。

このような取組を、県全体の高等教育機能のレベルアップに結び付けていくためには、各大学がそれぞれの特色を活かしつつ、相互に連携を深め、機能を補完し合うことが重要であり、県と県内大学が一体となって、今年度中に「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」を設立することとしております。

今後は、県内の大学が、質の高い教育環境を学生に提供するとともに、地域の課題解決や企業との共同研究などの取組を進め、研究成果を地域に還元することで、産業の活性化や社会の発展に貢献できるよう、コンソーシアムの事業を通じて県全体の高等教育機能の充実を支援してまいります。以上であります。

来年度当初予算編成について

Q 質問内容

県は、去る10月、来年度当初予算編成にあたり、財源不足額が4百30億円に上るとの試算を公表しました。

この解消にあたりましては、基金の活用や歳出のスリム化で対応することとしており、政策的な経費を過去最大の15%削減するとして、各部局に編成通知をしたとのこととあります。

しかし、一方で、総合計画の次期基本計画の重点施策に係る新規の取り組みについては、「特別枠」として、各部局の所要額での予算要求が可能としています。

現在、県政には、地震・津波対策や雇用改善、教育の充実など、多くの課題が山積しており、限られた財源の中で、総合計画を着実に推進するのは大変厳しいのではないかと考えます。

いかに重点施策とはいえ、財源の裏づけがない中で、特別枠と認められれば上限なく予算要求できるとするよなやり方で、適切な予算編成ができるのでしょうか。

消費税率の引き上げによる景気への影響や、海外経済等の動向次第では、来年度の税収が現在の試算よりも大幅に落ち込む可能性もありえると考えます。

来年度は、総合計画の次期基本計画の初年度であります。

県財政の健全性を維持しつつ、喫緊の課題への対応をはじめ、計画に位置付けられた重点施策を着実に推進していくために、来年度の当初予算編成をどのような方針で取り組むつもりか、所見を伺います。

A 答弁内容（知事答弁）

次に、来年度当初予算編成についてであります。

平成26年度は、「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」の総仕上げに向けた総合計画の新しい基本計画の

初年度です。本県の将来の発展に向けて必要不可欠な施策を、精力的に進めていく決意です。

具体的には、県民の命と財産を守るための地震・津波対策、防災・減災と地域成長とを両立させる「内陸のフロンティア」を拓く取組による県土の強靱化、さらに、新成長産業の育成と雇用創造、次代を担う人材の育成と少子化対策、富士山を活かした地域の魅力づくりなど、これらを重点施策として推進してまいります。

一方、来年度当初予算におきましては、社会保障関係費など義務的経費の増加が見込まれます。また、国の地方財政対策の動向によっては、財源不足の一層の拡大が懸念されるところです。それ故、厳しい財政環境下での予算編成になると考えています。

このため、現在策定中の新しい行財政改革大綱も踏まえまして、必要性が低下した事業の廃止や長期継続事業、補助金の見直しなど、事業のスクラップ・アンド・ビルドによる歳出のスリム化に徹底して取り組んでまいります。また、県税の徴収対策を強化し、さらに、ファシリティ・マネジメントの考えに基づいた県有資産の有効活用を図るなど、歳入の確保につきましてもこれまで以上に進めてまいります。

これらの取組を通じまして、総合計画の新しい基本計画を着実に進めるための重点施策に係る財源の確保に努めてまいります。

市町や民間と連携した行政運営の推進について

Q 質問内容

県では、本年度中に新たな行財政改革大綱を策定するため、これまで六回にわたる外部有識者の会議を開催し、市町や民間との連携や外郭団体の見直しをはじめとする、今後の行政運営に関する具体的な取組を検討してきたと聞いております。

本県の行財政を取り巻く厳しい環境の中で、県民ニーズにきめ細かく対応した持続可能な行政サービスを展開するためには、これまで以上に市町や民間と連携した行政運営を進めていくことが求められます。

特に、市町との連携にあたっては、将来、県全体で人口が2割程度減少する推計がある中で、地域ごとの人口や高齢化率の偏りがさらに進むことが懸念されており、市町の実情に応じた対応を考えていく必要があります。

また、外郭団体については、これまで団体の統廃合や役職員の削減などに取り組んでこられたと承知しておりますが、今後、県と民間との連携を進めるにあたって、外郭団体をどのように位置付け、見直しを進めていくのか、改めて検討する時期にきているのではないかと考えます。

自民改革会議としても、総合計画の次期基本計画に対する提言の中で、「県と政令市、市町との協働による行政

経営の推進」や「外郭団体の検証・見直し」について、計画に着実に反映されるよう提言したところであります。

そこで、総合計画の分野別計画として位置付けている行財政改革大綱において、今後、市町との連携や、外郭団体を含めた民間と連携した行政運営について、どのような具体策を盛り込もうとしているのか、現時点での考え方について伺います。

A 答弁内容（経営管理部長）

新たな行財政改革大綱の策定についてのうち、まず、市町や民間と連携した行政運営の推進についてお答えいたします。

今後の人口減少社会の中で、持続的に行政サービスを提供するためには、県だけではなく市町も含めた、県全体としての行政運営の効率化・最適化を図る必要があることから、新たな行財政改革大綱の中では、こうした方向性に基づき、市町と連携した取組を進めていくこととしております。

具体的には、市町と県による、仮称であります「行政経営研究会」を設置し、大都市制度や広域連携に係る課題について検討するとともに、ファシリティマネジメントの推進など、市町と県との共通の行政課題の解決に取り組んでまいります。

また、民間との連携も非常に重要であり、例えば公の施設の管理運営において、PFIの一形態であるコンセッション方式の導入を検討するなど、民間事業者の積極的な活用を大綱に盛り込んでまいります。

外郭団体につきましても、行政を代替・補完し、住民の福祉の向上に貢献するという役割を果たすために、サービス利用者の意見を事業の改善に反映させる仕組みを検討するなど、団体の一層の効果的な活用を促進してまいります。

さらに、団体の必要性、経営の健全性、事業の有効性等について、団体ごとに必要に応じて数値目標を設定した上で、定期的な点検評価を行い、その結果を外部の視点から検証し、県議会にも提出することによって、評価の実効性や客観性を高めてまいります。

健全財政の堅持について

Q 質問内容

現在の行財政改革大綱においては、健全財政を維持していくため、「県自らがコントロールできる通常債の残高を2兆円程度を上限とすること」と、「4年間で6百億円の財源を捻出すること」を目標に掲げておりますが、現在策定している次期の行財政改革大綱においても引き続き目標にしていく予定と聞いております。

一つ目の県債残高については、通常債の残高は25年度末の見込みで1兆7千9百億円程度となっております。目標である2兆円を大きく下回っており、10年以上前に設定した目標をそのまま維持することには疑問を感じます。また、地方交付税の身代わりとはいえ、臨時財政対策債の残高が右肩上がりで増加しております。その結果、県債全体としては25年度末で2兆6千8百億円を超える見込みとなっております。健全化の指標について再検討すべきではないかと考えます。

二つ目の6百億円の財源捻出ではありますが、知事は一期4年間で約6百49億円の財源捻出実績があったとしております。しかしながら、その中身を見てみると、過去に行った地域手当の見直しによる職員給与の削減などについて効果が継続しているとして重複計上するなど、数字合わせをした結果としか考えられない内容となっております。これら二つの指標を引き続き目標に設定する考え方について伺います。

また、今回、新たな目標として「プライマリーバランスの黒字の維持」を設定するとのことではありますが、基礎的財政収支において臨時財政対策債を県債として含めない場合は黒字になることは当たり前であり、健全財政の目標としては甘いのではないかと考えますが、この指標の妥当性について併せて伺います。

A 答弁内容（経営管理部長）

次に、健全財政の堅持についてであります。

県債残高の目標につきましては、県では、これまで、事業の重点化や優先化により、通常債の発行の抑制に努め、県債残高は、ピークである平成14年度末の1兆9,930億円から、平成24年度末には1兆8,248億円まで減少しております。

しかしながら、今後、地震・津波対策、国の経済対策、税収の動向を踏まえた県債の活用の可能性などを考慮した場合、一定程度の幅を持って県債残高を管理していく必要があります。このため、引き続き2兆円程度を上限に県債を管理していきたいと考えております。

また、臨時財政対策債につきましては、地方交付税の身代わりとして国が配分額を決定しており、県自らが発行額をコントロールすることができませんが、その元利償還金は、全て交付税措置されるというものです。そのため、引き続き、県自らがコントロール可能な通常債についてのみ、目標とする残高の対象としてまいります。

続いて、財源捻出につきましては、「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」の早期実現のため、これまでの4年間で648億円余の財源を捻出いたしました。今後の4年間におきましても、引き続き厳しい財政状況が予想される中、これまで進めてきた財源捻出に加えて、さらに同程度の600億円の捻出に取り組み、総合計画の新しい基本計画の下、“ふじのくに”づくりの総仕上げに向けた施策を進めてまいります。

最後に、プライマリーバランスについてであります。プライマリーバランスとは、その年度の行政サービスの提供に必要な経費を、その年度の税収等でどれだけ賄えているかを示す指標でありまして、ストック指標である通常債残高の目標に加え、毎年度のフロー指標として、プライマリーバランスの黒字維持を目標として設定するものであります。以上であります。

富士山の利用者負担制度について

Q 質問内容

富士山が世界遺産として登録されて初めての夏季における登山者数は約31万人で、昨年との比較では約8千人の減少となりましたが、平成20年に30万人を超えて以来、増減はあるものの30万人前後で推移しております。

今後も、多くの方々が富士山を訪れることと思われませんが、来訪者の増加により賑わいの高まりが期待できる一方で、私たちは、世界遺産としての富士山を適切に守っていかなくてはなりません。

このような中、静岡・山梨両県では、富士山の環境保全や安全対策を目的とした利用者負担制度の導入について、来年の夏山シーズンの本格導入に向けた検討を行っております。

今夏の「富士山保全協力金」による社会実験が行われた後に、有識者による利用者負担専門委員会などにおいて様々な議論がなされていると伺っておりますが、制度の設計に当たっては、何よりも、登山者や山小屋などの関係者の理解を得られることが大切であると考えております。

そこで、県は、来年夏の利用者負担の本格導入に向け、どのように課題を認識し、今後、どのように進めていこうとしているのか伺います。

A 答弁内容（知事答弁）

次に、富士山の利用者負担制度についてです。

富士山の利用者負担制度につきましては、富士山の環境保全や普遍的価値の情報提供、登山者の安全確保を目的とし、来年夏からの本格導入に向けまして、現在、有識者による「富士山利用者負担専門委員会」で検討していただいております。

専門委員会では、任意ではあっても、登山者全員の協力を目指し、登山者以外の幅広い方々にも協力を求めることや、徴収費用を抑えることなど、様々な御意見が出ております。

制度の本格導入に当たりましては、最も効率的な徴収方法を更に検討しなければなりません。徴収費用の低減に

も考えを及ぼさねばなりません。さらに公平性を担保する制度を構築しなければなりません。制度の趣旨を分かりやすく伝えることも重要な課題です。

今後は、多くの皆様の理解が得られる制度とするために、専門委員会の検討案につきまして、行政や構成資産等の関係者の議論を経た上で、パブリックコメントを実施いたしまして、来年1月を目途に、関係自治体などで構成する「富士山世界文化遺産協議会」で最終決定する予定です。

将来にわたり、富士山保全のための財源を確保する仕組みを構築し、富士山を大切に思う意識を醸成することで、国土の象徴である世界遺産富士山を末永く後世に継承してまいる決意でございます。

県立病院機構の中期目標について

Q 質問内容

県立総合病院、県立こころの医療センター及び県立こども病院の県立3病院は、県内の中核的医療機関として他の医療機関では対応が困難な医療の提供や地域医療への支援の中心的役割を果たしております。

県内に目を向けますと、医師不足により診療科の継続が困難になっている病院や救急医療が脆弱になっている地域が生じており、その中で、県立病院が、地域医療の最後の砦として、県民の期待に応えた医療を提供していくことは、当然の使命であると考えます。

県は、こうした県立病院の使命をより効果的に果たすため、平成21年度に、自立性、機動性のある病院運営をねらいとして、地方独立行政法人に移行させたとのことです。

独立行政法人化にあたり、県は、県立病院機構に対し、達成すべき業務運営の目標である5年間の中期目標を示し、本県における高度・専門医療等における第一級の病院であることを求めたとのことですが、今年で移行から5年目を迎えましたが、機構は、県が示した目標を達成できたのでしょうか、また、医療の質は向上したのでしょうか、県の評価を伺います。

また、今議会には、来年度から5年間の新たな中期目標が諮られていますが、これまでの成果や課題を踏まえ、機構に対し、どのように充実・強化を求めていくのか、県の方針を伺います。

A 答弁内容（健康福祉部長）

県立病院機構は、県が中期目標で示した高度・専門医療等の提供及び地域医療支援の実施について、県立総合病院の救命救急センターや県立こども病院の小児救命救急センターの開設など他の医療機関では対応が困難な医療の充実に努めるとともに、医師の確保が困難な地域の公的病院

に対し医師を派遣するなど積極的な取組を行っております。

また、経営面においても、手厚い医療を集中的に提供して平均在院日数を短縮するなどにより、より多くの患者を受け入れ収益の増加を図るとともに、委託事業の効率的な執行などの経費節減に努め、毎年度、黒字決算を達成しており、質の高い医療の提供と効率的な病院経営を両立し、中期目標を十分に達成しているものと評価しております。

こうした評価を踏まえつつ、今議会にお諮りしている次期中期目標では、基本的役割は維持しつつ、医療技術の進歩に対応した高度・専門医療等を充実・強化するとともに、県と連携した医師確保対策の実施や災害時医療の強化に加え、認知症や発達障害への対応など、本県における重要な政策的な医療についての取組も追加したところがあります。

県といたしましては、今後とも県立病院機構が、本県医療の中核として、県全体の地域医療の確保に大きな役割を果たし、「安心医療の提供」に寄与できるよう支援してまいります。以上であります。

フーズサイエンスヒルズプロジェクトの取り組みについて

Q 質問内容

本県は、豊富な食材に恵まれており、また、これらの食材が持つ特徴を活かした加工食品の製造など食品産業が大変盛んであり、平成 17 年以降、食料品と飲料等の製造品出荷額の合計において、全国 1 位となっております。

県では、多くの食品関連企業の集積と、食品分野で優れた研究実績を数多く持つ静岡県立大学や静岡大学、東海大学、県工業技術研究所といった研究機関などの地域資源を有する県中部地域を中心として、焼津市、藤枝市、静岡市の参画を得て、産学官の連携により特色ある食品素材の機能性を研究し、新しい食品の開発を進める「フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト」を推進し、食品関連産業の振興に努めてきました。

プロジェクトでは、平成 14 年以来、国などの大型研究開発資金を獲得し、研究開発とその成果の製品化を進めております。平成 21 年度にはプロジェクトの中核機関として、現在の公益財団法人静岡県産業振興財団内に、フーズ・サイエンスセンターを設置し、推進体制を整備するとともに、平成 22 年度から平成 26 年度を計画期間とする「戦略計画」を策定し、基本目標と施策展開の方向、これらを達成するための戦略を掲げ、様々な施策に取り組んでいるところであります。

これまで、プロジェクトの推進により食品関連産業の振興に寄与してきたと考えますが、プロジェクトの成果

などに対する評価、特に戦略計画の目標などに対する総括を伺うとともに、今後のプロジェクトの方向性について伺います。

A 答弁内容（経済産業部長）

フーズ・サイエンスヒルズプロジェクトの取り組みについてお答えいたします。

県は、平成22年3月に策定した戦略計画に基づき、フーズ・サイエンスセンターや県立大学との密接な連携の下、おいしく、香りが良い茶飲料等の開発を目指す地域結集型研究開発プログラム、試作品開発助成、企業連携を支援する食品等開発研究会、総合食品学講座による人材育成などに取り組み、食品関連産業の振興を図ってまいりました。

このような取組の結果、一番茶の新芽を黒いネットで覆い、旨み成分を増加させた「白葉茶」や、血糖上昇抑制効果が期待される「無加糖まぐろだしつゆ」、抗酸化力があり、10月に水産庁長官賞を受賞した桜えびを原料とした調味料など、機能性があり付加価値の高い商品が生まれております。

また、戦略計画の平成26年度の目標数値に対する平成24年度末の実績は、産学官連携による研究件数が、目標200件に対して161件、製品化件数が、目標50件に対して41件、プロジェクト参画企業数が、目標300社に対して421社となるなど、プロジェクトは着実に進展しております。

先導的空港経営について

Q 質問内容

富士山静岡空港は、国内遠隔地や海外と本県を結ぶ広域交流のネットワーク拠点として、また地域の魅力づくりや広域防災の拠点としてなど重要な役割を担っております。

先般、東京オリンピック開催が決定し、これを機に、首都圏近隣に位置する富士山静岡空港においても、外国人観光客などをはじめ、より多くの利用が期待されますことから、本県の空の玄関口である空港においては、「おもてなし」の心をお伝えできるよう、万全の体制を整えるべきであると思っております。

また、いわゆる空港新駅が整備されますと、首都圏へのアクセスがより高まりますとともに、空港背後圏が一気に広がるなど、富士山静岡空港の魅力が飛躍的に高まるものと、大いに期待するものであります。

このように、本県の更なる発展を支えていく重要な社会資本である富士山静岡空港を、より効果的に活用するためにも、今後の空港運営のあり方は、極めて重要と考えているところであります。

今後の空港運営について、県は、先導的空港経営検討会議の答申を最大限尊重するとしており、答申の中では

「静岡版空港経営」に取り組むべきとされております。

そこでまず、県はどのような運営体制を目指しているのか、その考えを伺います。

また、県では、新たな空港運営体制構築の一環として、旅客ターミナルビルを取得し、機能向上に向け必要な増改築を行うとしております。

富士山静岡空港の旅客ターミナルビルは、全国の地方空港に先駆け、民間の資本によって建設され、開港以来、民間企業によって経営されてきたものであります。

それにも関わらず、わざわざビルを県有化するというのは、これまで全国に先駆けて進めてきた空港民活の取組からみて、違和感を覚えるものであります。

そこで、なぜ、旅客ターミナルビルの県有化が必要なのか、その理由を伺います。

A 答弁内容（知事答弁）

次に、先導的空港経営についてです。

富士山静岡空港は、静岡県の更なる発展を支えていく重要な社会資本のひとつです。その効用が最大限に発揮されるよう、将来の空港のあり方を見据えて、今後の利活用に必要な機能を整えることが、設置管理者である県の責務であると考えています。

その上で、この空港運営につきましては、将来的には、民活空港運営法に基づきまして空港の運営権を民間事業者に譲渡し、その事業者が、空港全体を一体的に運営するという、国内では例のない、新しい運営体制の実現を目指します。

こうした方針のもとで、旅客ターミナルビルにつきましては、航空利用者の乗降や待機など航空機の運航に直接関わる機能を担い、空港に不可欠な空港機能施設と位置付けられておりますことから、滑走路等の空港基本施設と合せて、設置管理者である県がまずは一体的に保有することが必要であると考えています。

また、現在の旅客ターミナルビルでは、複数の国際線を同じ時間帯に受け入れることが難しい状況で、利用者の休憩場所も狭うございますので、ビル利用者の希望に応えられないという課題がでてきております。今後、新規路線の誘致や増便を実現するには、こうした課題を早急に解消する必要があります。

そこで、現在のビルを県有化した上で、西側、すなわち内陸側に国内線専用のビルを増築いたします。現在のビルは国際線専用とし、国際線機能や物販・飲食・休憩スペースの拡充など旅客ターミナルビルの利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

国内線ビルを増築するというのは、国際線の場合には、検疫であるとか、パスポートチェックだとか、こうした

国当局との関わりが必要となってまいります、それは既に現在のビルにございますので、新しいビルにおきましてはビルだけということで、それは効率的な節約をした形でのビル増築になるという考えのもとでそうするようにいたします。

県といたしましては、引き続き、空港施設の管理運営につきましては、可能な限り民間事業者に委ねるとともに、官民が密接に連携して、富士山静岡空港の競争力をさらに高めることにより、全国の地方空港に先駆けた静岡版空港経営の実現に向け、積極的に取り組んでまいります。

沼津駅付近鉄道高架事業について

Q 質問内容

本事業は、沼津駅周辺における交通の円滑化や南北市街地の分断の解消、都市機能の集積など、県東部地域の拠点都市にふさわしいまちづくりを目指して、県と沼津市が一体となって進めている沼津駅周辺総合整備事業の核となる事業であり、着実に進めていく必要があるものと考えております。

県では、一部で根強い反対が残る本事業について、平成23年11月からP I、パブリックインボルブメント方式による互恵的解決に向けた取組を進めてまいりました。

このP Iは、施策の立案や事業計画の策定時に、透明性や公正性を確保し、住民や関係者の理解と協力を得るために、情報を積極的に提供し、柔軟に調整しながら段階的に進める住民参画の取組であります。

先月、この取組を監視・評価してきたP I委員会から、推奨案の候補4案を含む報告書が知事あてに提出され、この取組は終了致しました。

今回、県では、すでに用地買収など事業に着手している本事業に導入し、結果的には、知事への推奨案を1案には絞れなかったこととなりますが、沼津市の将来のことを思い、先行きが見えない本事業について真剣に考え、多くの市民が議論を続けてきた結果、この4案に行き着いたこととなります。

そこで、今回のP Iでは、どのような成果が得られ、どのような課題が見出されたか伺います。

また、数多くの方々に参加いただいたP Iで得られた結果を、いつまでに、どのように活かしていくのか、併せて所見を伺います。

A 答弁内容（知事答弁）

次に、沼津駅付近鉄道高架事業についてです。

県では、平成23年6月に「沼津駅付近鉄道高架事業に関する有識者会議」からの報告を受け、市民参画型の計

画策定手法であるパブリックインボルブメント方式、通称P I (ピーアイ)方式を導入いたしまして、合意形成を図ると
いう推進方針を決定し、同年11月からその取組を進めてまいりました。

この取組を監視また評価していただいたP I委員会の委員長より、先月15日に報告書をいただいたところであ
ります。

御質問のP Iの成果といたしましては、第一に多様な形式の議論を通じて、市民や関係者の中で質の高い議論を
重ねることができましたこと、第二に極めて重要でございますが、賛成・反対、不信が渦巻いていた中で相互理解
が得られ、信頼が醸成(じょうせい)されたことでもあります。また、数多くの案がございましたけれども、最終的に
4つの案に絞られたこともP Iの成果でしょう。そしてまた最終的には、県知事に決定を委ねるということについ
て関係者の中で共通認識ができたということも成果の一つという風に認識しております。

反省点ないし課題といたしましては、第一に重要な関係者であるJ R貨物と沼津市当局の参加が得られなかった
ことがございます。第二に賛成・反対など、様々な立場の方々の間での不信がございましたために勉強会の立ち上
げに大変苦勞し、時間を要したということもございます。また第三に、本来1案に絞るべきところを4つの案とい
う所に留まったということも反省点ではないかと存じます。

現在、P Iでの検討結果を踏まえまして、まず、第一にJ R貨物に対しまして協議の前に乗っていただくことが
大切です。その環境整備を私がいたしました。そして実務者レベルにおきまして、J R貨物の御意向を承りながら、
当方の意見を申し上げて協議をようやく進められるという段階に入りました。

また、沼津市当局との協議につきましても沼津市の商工会議所の会頭の仲介によりまして、市長さんと親しくお
話することができ、また、県と沼津市とが協力して協議をこれからしていくというそういうところまで、今進ん
でおります。こうして、重要な関係者の参加が得られなかったその2つの主体が今入ってきたということござい
ます。

沼津市の置かれている現状や市民の方々の思いは十分承知しております。できる限り私は、微力を尽くしまして、
自ずから方向付けが決まるように努めてまいります。

第4次地震被害想定第2次報告に伴う減災目標について

Q 質問内容

県は、このたび、本年6月の第4次地震被害想定第1次報告に引き続き、ライフラインの被害、交通施設等の
被害、経済被害や住機能、医療機能、物資などの生活支障等に係る想定を第2次報告として公表しました。

これによれば、地震発生直後から、県内のほとんどの地域で断水・停電が発生し、また、多くの地域で食料や飲料水が不足するなど、厳しい想定結果となっており、改めて県民、事業所の飲料水の備蓄を始めとする対策の重要性を感じたところであります。

県は、この第二次報告に併せ、6月の第一次報告の際に示した「地震・津波対策アクションプログラム2013」の151アクションに「工場等の防災・減災対策の促進」などの11アクションを追加し、それぞれに目標指標、達成率、達成時期を明記しました。

また、アクションプログラムの減災目標については、これまで、第4次地震被害想定第二次報告等を踏まえて、設定するとしていましたが、このたび、最大クラスの地震・津波に対しても、「想定される犠牲者を今後10年間で、8割減少させることを目指す。」と具体的な数値目標を設定されました。

この減災目標は、一人でも多くの県民の命を守るという県の決意が現れているものであり、県民も力強く感じていることと思います。

そこで、この減災目標を達成するため、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

A 答弁内容（知事答弁）

次に、第4次地震被害想定第2次報告に伴う減災目標についてであります。

想定される大規模地震によるライフラインや交通施設への影響、経済被害等を内容とする第4次地震被害想定第二次報告を踏まえ、先週公表した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」におきまして、県民の尊い命を全力で守るという決意の下「想定される犠牲者を今後10年間で、8割減少させる」、これを減災目標に設定いたしました。

最も多くの犠牲者が想定されている津波に対しましては、津波の浸水域を減少させるとともに到達時間を遅らせるために、防潮堤等の施設高の確保と粘り強い構造への改良を沿岸80kmにおいて行い、それとともに津波避難施設空白地域を解消できるよう、命山や津波避難タワー等の整備を促進してまいります。

また、地域の特性に応じた避難訓練や緊急速報メールによる津波警報等の確実な情報伝達を充実・強化し、津波からの早期避難を徹底することなどにより、津波の犠牲者数の大幅な削減を図ってまいります。

このような対策の実施には、市町による積極的な取組が不可欠でありますことから、9月議会で御議決いただいた3年分の緊急地震・津波対策交付金事業費92億円を一括交付いたしまして、命を守るための事業を前倒しできるように支援してまいります。

県といたしましては、目標の達成に向け、津波対策や建物倒壊による犠牲者を防ぐとともに、津波からの避難路

の確保、火災件数の減少にも有効な住宅の耐震化、地域防災力の向上など、アクションプログラムに掲げましたハード・ソフト両面にわたる地震・津波対策を、全庁を挙げ全力で取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、関係部局長、教育長から御答弁申し上げます。

企業局の中期経営計画の策定について

Q 質問内容

企業局が運営する工業用水道事業は、産業構造の変化による生産拠点の海外移転、用水型産業の事業規模の縮小等に伴い、主たる収入である給水収益の減少傾向が続いています。

平成24年度の決算によれば、使用水量が多い大口受水企業の事業規模の縮小や、東駿河湾工業用水道及び富士川工業用水道における二部料金制の導入などの影響により、給水収益が大幅に減少しています。

水道事業でも、人口減少、住民の節水意識の高まり、節水型の家庭用機器の普及などに伴い、今後、水需要の減少が見込まれます。

一方、工業用水道事業や水道事業の管路、浄水池等の施設の多くは、昭和40年代の建設時から40年余りを経過し、更新時期を迎えつつあります。

水需要が減少傾向にあるとはいえ、これらの事業は、産業活動や県民生活の根幹を支える必要不可欠な事業であり、今後とも用水を安定的に供給していくためには、早晚、施設の全面的な更新が必要となると考えます。

また、地域振興整備事業は、工業用地等の造成・分譲を目的としていますが、現在、企業の求めに応じて直ちに提供できる分譲用地は、ほとんどありません。

東日本大震災を契機として、あるいは、新東名高速道路の開通に合わせて、内陸・高台部へ工場を移転しようとする企業の動きや「内陸のフロンティア」を拓く取組に対し、企業局は工業用地等の造成部門として積極的に寄与していく必要があると考えます。

企業局では、今年度計画期間が到来する「静岡県企業局第二期中期経営計画」に続く、次の中期経営計画を策定中と伺っておりますが、こうした状況を踏まえて、次期計画をどのような方針で策定していくのか伺います。

A 答弁内容（企業局長）

企業局の中期経営計画の策定についてお答えいたします。

次期中期経営計画では、「サービス供給体制の維持と経営基盤の強化」を経営理念に掲げ、引き続き、県民福祉の向上と本県の経済発展に寄与してまいります。

工業用水道事業及び水道事業につきましては、今年度から4年間を掛けて、将来の水需要に見合う施設規模へ全面更新するための基本計画となる「水道施設更新マスタープラン」を策定することとしております。

このマスタープランの策定により、事業ごとの長期経営ビジョンや将来必要となる料金水準なども明らかになりますが、プランの策定期間と次期計画期間が重なっております。

このため、次期計画期間中は、引き続き、アセットマネジメントによる施設の長寿命化や運営コストの削減を図るとともに、多額の累積赤字を抱える工業用水につきましては、まずは単年度収支の黒字化に向け料金見直しを行うなど、将来にわたって用水を安定的に供給できるよう、経営基盤の強化に努めてまいります。

地域振興整備事業につきましては、工業用地の造成を通じて、企業誘致の面から「内陸のフロンティア」を拓く取組を推進することとし、企業進出により恩恵を受ける地元市町とも連携して、進出企業の用地取得費の負担を軽減するなど、価格競争力のある用地の造成に努めてまいります。

その際、用地の迅速な供給という観点から、進出企業に対する市町の支援策の内容や用地の立地条件等によっては、企業局が先行して用地造成を手掛けることも検討課題としてまいりたいと考えております。以上であります。

小学校への教科担任制の導入について

Q 質問内容

全国学力・学習状況調査において本県の子どもたちの学力が低下傾向にあるという結果は、大きな反響を呼んだところです。特に小学校での学力低下が憂慮されていますが、私は、原因の相当部分を教師の授業力が占めていると考えています。

静岡式35人学級編制は、少人数学級において、きめ細かな指導の充実が図られているという意味で、当然評価できる制度と考えていますが、一方で、学級担任を増やすために級外の教員を充てて実現した結果、教師の余力が削がれてしまったマイナス面もあると考えています。

そこで、学力向上に向けた取組として、小学校においても学級担任制から教科担任制に切り替える方法があるのではないかと考えます。これは、教員が、教科ごとに授業を受け持つことによって、児童が複数の教師から指導を受けられるようになり、子どもの良さの再発見につながり、教師の得意な教科で多くの児童を指導することができるなどのメリットがあると考えます。このように小学校における教科担任制の導入が、学力向上につながるのではないかと考えますが、教育長の所見を伺います。

A 答弁内容（教育長）

教育政策についてのうち、学力向上に向けた取り組みについてお答えいたします。

まず、小学校への教科担任制の導入についてであります。小学校の段階では、学級担任が生活指導をしながら子どもたちに寄り添い、心の安定を図りつつ、学習指導に当たることが必要という考えから、学級担任が全教科を担当することが基本となっております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、教科担任制により、複数の教師と子どもが人間的な関わりを持つことは、大変重要であり、学校では、学級担任同士が相互に教科を担当し合ったり、学級担任外の教師が専門性を生かして、いくつかの学級を指導したりするなど、学力向上に資する取組を工夫して行っております。

また、県教育委員会では、高学年において、理科専科教員や、音楽、図画工作、家庭等の専門的な知識・技能を持った非常勤講師を配置しております。

今後も、小学校におきましては、子どもの発達段階を考慮し、これまで行ってきた教師の得意教科を生かした教科担任制や、専門性の高い非常勤講師の配置を推進するなど、学力向上に向けて取り組んでまいります。

幼児教育の充実について

Q 質問内容

少子化、核家族化、共働きの増加など、子育てに関する価値観の変化や生活が多様化する中で、人として生きていくための様々な能力をはぐくむ出発点となる幼児期の教育の充実が新たな重要な課題として取り上げられております。

具体的には、規則正しい生活習慣を身に付けたり、集団生活に対応する能力を育てたりすることも大切な要素でありますし、学力の最も基礎となる言語活動についても幼児期からの生活の中での働き掛けが重要であります。

しかし、実態は、小学校に入学したばかりの児童が、授業中に座っていらなかったり、集団行動がとれなかったりといった状態が続く、いわゆる小1プロブレムの問題が顕在化しており、その原因として、家庭、地域における子どもの教育力の低下が指摘されています。

このように幼児期の教育には課題が発生していますが、これまで、わが国では、幼稚園、保育所子どもへの教育が、いわゆる教育論の観点から、体系的、組織的に真剣に取り組まれてきたとは決して言えないと私は考えております。

そもそも幼稚園と保育所では、その所管も設置のねらいも異なっており、さらに、同じ幼稚園、保育所といっても、公立私立があり、その教育理念や方法は様々であります。

私が伺っているところでは、幼稚園、保育所の中には、例えば、子どもの自発性を大切にしながら自然に知的好奇心をはぐくむモンテッソーリ教育など、優れた実践を行っているところもありますが、残念ながらこうした良い取組を共有するような仕組みがありません。

ほとんどの子どもが幼稚園や保育所を経て、同じ小学校1年生になりますが、結果として、小学校では、多様なありようの幼稚園、保育所から子どもを引き継ぐこととなり、それが1年生担任の先生に小1プロブレムという大きな負担を掛けています。どの子どもも小学校での生活に円滑に入るための、ある程度の均質な教育が必要であると考えます。

そこで、県教育委員会として、幼稚園、保育所の別なく、小学校への円滑な接続を視野に入れた教育を行うための環境づくりが必要ではないかと考えますが、教育長の所見を伺います。

A 答弁内容（教育長）

次に、幼児教育の充実についてであります。

議員御指摘のとおり、子どもたちが小学校生活に円滑に入っていくためには、保育所や幼稚園において、小学校入学後の生活を視野に入れた幼児教育が行われることが重要であると考えております。

県教育委員会といたしましては、幼稚園において、小学校へのつながりを重視した活動が行われるよう、初任者研修や指導主事の訪問を通じて働き掛けてまいりましたが、一方で、保育所につきましては、連携し、情報を交換する機会が少ないのが現状であります。

今後は、保育所を所管いたします健康福祉部などと連携して、保育所や幼稚園の関係団体、市町、小学校の代表者等で構成する協議会を設置し、小1プロブレムなどの課題の共有を図るとともに、保育所、幼稚園それぞれの特色を生かした対応策について検討してまいります。

さらに、幼児教育の研究・研修や支援を通じて、保育所、幼稚園と小学校が連携・協力していくための拠点機能を、県総合教育センター内に設けることについて検討するなど、幼児教育を体系的に推進し、小学校への円滑な接続に向けた体制づくりに、積極的に取り組んでまいります。

副教材の選定方法について

Q 質問内容

先日、長野市で開かれた「日本教育技術学会」という会合において静岡の先生方を支援する立場からということで、次のような訴えを採択したとのこと。いわく、

静岡の先生方が、担任した子どもたちの教材を選択できるよう要望する。

静岡の先生方が多くの見本教材を比較検討して教材を選択できるよう要望する。

こうした要望の背景には、当たり前前の教材選択の方法、つまりその学年の担任が集まって多くの見本教材を比較検討して決めるということが、日本中のどこの学校でも行われているのに静岡県だけでは行われていないという認識があるようです。

にわかには信じられないことですが、本当にそのような副教材の選定方法が静岡県のみで行われているのでしょうか。

9月定例会において我が会派の増田県議が同様の質問をした際には、実態を調べる、との答弁がありましたので、調査結果を踏まえて本県小中学校における副教材の選定方法についてお伺いします。

A 答弁内容（教育長）

次に、副教材の選定方法についてであります。

副教材の選定方法につきましては、11月に政令市を除く市町教育委員会に対し、全公立小中学校495校を対象とした調査を実施しました。

調査結果によりますと、「副教材について各社の見本を比べて選定している」と495校全校が回答したところであります。副教材の選定基準としては、「児童生徒に『確かな学力』が付くか」、「教科書との関連性があるか」等を重視しており、学習指導要領が求める学力の定着に向けた副教材が選定されていると考えております。

また、選定した副教材について、全ての市町教育委員会において、管内の公立小中学校に対し、新年度に届出の書類の提出を求めており、副教材が適切に選定されていると考えております。

県教育委員会といたしましては、各学校における副教材に関する手続き事務及び使用状況について、市町教育委員会が引き続き的確な把握等に努めるよう、指導してまいります。

Q 質問内容（再質問）

副教材の関係ですが、手元に日本教育技術学会から教材は2月の段階で日本教材から届けられて、新担任が知らないうちに教材が決まっているとの報告があがっています。新担任が知らないうちに決まらないように学年の中で共有できるような教材の選択方法をお願いしたい。

A 答弁内容（教育長）再質問

副教材の選定方法にあたりまして、私たちの調査の中でも「学年部、教科部で選定していて、多くの教員が係わって選定している」との結果が出ております。議員御指摘を踏まえまして、より多くの先生方が関与しながら

適切な時期に選定が行われるよう、引き続き市町教育委員会を通して指導していきたいと考えております。

栄養教諭の増員について

Q 質問内容

近年、食生活を取り巻く環境の変化に伴い、朝食欠食などの子どもの食生活の乱れや肥満、過度の痩身など、現代の子どもたちの食生活の乱れが指摘されています。

そのような状況を受けて、子どもが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、平成17年に栄養教諭制度が始まりました。学校における食育推進の中核的な役割として位置づけられた栄養教諭の役割は今後ますます大きくなると思われまます。

さて、本県では、平成20年度から栄養教諭の配置が始まったと聞いております。

しかしながら、平成25年度現在の学校栄養職員と栄養教諭を合わせた職員配置に対しての栄養教諭の配置率は全国と比較すると下位に低迷しております。

食育の推進のために、積極的に学校栄養職員を任用替えし、栄養教諭のさらなる増員を図るべきと考えますが、今後の見通しについて教育長の所見を伺います。

A 答弁内容（教育長）

次に、栄養教諭の増員についてであります。

子どもたちが、食についての正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健康な生活を送るためには、各学校において学校給食を活用した食育指導を、教育活動全体を通して計画的に推進することが大切であると考えております。

そのため、県教育委員会では、平成20年度から栄養教諭を計画的に配置し、本年度は、県内全市町において52人の栄養教諭が食育指導を行っております。

小中学校では、栄養教諭の活動により、食に関する指導計画の作成率が大幅に向上し、子どもたちの朝食摂取率や給食における地場産物活用率も全国平均を上回っている状況にあります。

県教育委員会といたしましては、今後、食育を一層充実していくため、これまでの栄養教諭配置の成果を踏まえ、学校栄養職員に栄養教諭免許の取得を促すなど、栄養教諭の増員を進めてまいります。以上であります。

今後の警察行政について

Q 質問内容

平成25年も12月となり、本年の治安情勢について顧みますと、刑法犯の認知件数は昨年まで11年連続で減少し、本年も減少傾向を維持しているほか、交通事故の発生件数や交通事故による負傷者数につきましても昨年より減少するなど、静岡県警察の取り組みには一定の成果があったと認識しているところであります。

しかしながら、全国ではストーカーによる凶悪事件が発生したり、本県でもお年寄りが被害者となる「振り込め詐欺」や「特殊詐欺」が増加したことに加え、交通死亡事故が多発するなど、県民の皆さんが安全安心を体感するには、まだまだ課題は多いと言わざるを得ない情勢と考えます。

また、最近のいわゆるサイバー犯罪については、テロ対策はもとより、例えばインターネットに絡む少年の福祉にかかる犯罪の予防といった日常的な問題への対応も警察に求められており、今後もますます県警察の施策は重要なものとなってくると思われます。

県警では、こうした治安に対する県民の不安を解消するために、平成19年に「静岡県警察治安再生プログラム」を策定のうえ、3カ年計画で組織を挙げて治安回復に取り組まれ、刑法犯認知件数や交通事故を減少させるなどの実績をあげられてきましたが、各種の検証を加えた結果、まだまだ県民の皆様が安心安全を体感するレベルには至っていないとして、平成22年から新たな「静岡県警察安全・安心推進プログラム」を策定して治安対策の再スタートを切り、本年がその区切りの年と伺っております。

そこで、県警察では、今日まで「静岡県警察安全・安心推進プログラム」を推進してきたなかで、毎年の進捗状況や県民からの要請をどのように反映させてきたのか。また、今後新たにプログラムを策定するのか。策定するのであれば、現在どのような方針を考えておられるのか。警察本部長に伺います。以上について、答弁を求めます。